四　肉及びその容器包装 五　臓器及びその容器包装 六　肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン並びにこれらの容器包装	は農林水産大臣が指定する農林水産大臣の輸出国の政府機関又は当該輸出国の政府機関が発行する証明書を添付してあるもの並びにこれらの容器包装 二　臓器のうち次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの及びその容器包装 イ　消化管、子宮及び膀胱　農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨 ロ　消化管、子宮及び膀胱以外の臓器　牛疫、口蹄疫、豚コレラ及びアフリカ豚コレラの発生を予防するためこれらの設備を備えているものとして農林水産大臣が指定する施設において農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨 三　臓器のうちケーシング及びその容器包装　肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコンのうち牛疫、口蹄疫、豚コレラ及びアフリカ豚コレラの発生を予防するために必要な設備を備えている施設において農林水産大臣が指定する基準に従って加熱処理したものであって農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにその容器包装 四　肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコンのうち牛疫、口蹄疫、豚コレラ及びアフリカ豚コレラの発生を予防するために必要な設備を備えている施設において農林水産大臣が指定する基準に従って加熱処理したものであって農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにその容器包装 五　豚肉を原料とするハムのうち農林水産大臣が指定する施設において農林水産大臣が指定する基準に従って処理及び保管がされたものであって農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにその容器包装

○農林水産省告示第三百七号

平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の規定に基づき、昭和四十七年八月十八日農林省告示第千四百三十九号（家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣の定める基準を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年二月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひるその他のかもに係る目の鳥類に係る法第十七条第一項第三号及び第三号に掲げる物	法第三十七条第一項第二号に掲げる物
一　生体及びその運送のための敷料その他これに準ずる物 二　精液、受精卵及び未受精卵並びにこれらの容器包装 三　死体及びその容器包装 四　肉及びその容器包装 五　臓器及びその容器包装 六　肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン並びにこれらの容器包装 七　卵及びその容器包装	穀物のわら（規則第四十五条の二に定めるものを除く。）及び飼料用の乾草
一　ザの発生を予防するために必要な設備を備えている施設において農林水産大臣が指定する基準に従って加熱処理したものであって農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの及びその容器包装 二　ンザ臓器のうち高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するために必要な設備を備えている施設において農林水産大臣が指定する基準に従って加熱処理したものであって農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの及びその容器包装 三　ジ、肉又は臓器及びエンのうち高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するために必要な設備を備えている施設において農林水産大臣が指定する基準に従って加熱処理したものであって農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの及びその容器包装 四　卵のうち試験研究の用に供するもの、卵殻及び高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するために必要な設備を備えている施設において農林水産大臣が指定する基準に従って加熱処理したもの（卵殻を取り除いたものを除く。）及び卵殻を取り除いたものの容器包装	口蹄疫の発生を予防するために必要な設備を備えている施設であって農林水産大臣があらかじめ指定するものの政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの